

総合評価一般競争入札に関する質問・回答書

提出日：2023年11月17日

回 答 日	令和5年（2023年）11月24日
開 札 日	令和 6 年 2 月 7 日
業 務 名	令和6年度 諏訪湖流域下水道維持管理 豊田終末処理場他包括運転管理業務
業 務 箇 所	諏訪湖流域下水道 諏訪市 豊田 豊田終末処理場他
回 答 者	管理課 青木 猛

質 問	回 答
<p>（提出日：令和5年11月10日）</p> <p>【諏訪湖流域】閲覧設計書 指定維持管理業務費 32. 管路施設点検・調査業務 （管渠TVカメラ調査業務）</p> <p>本管TVカメラ夜間調査工（大口径）における調査員、交通誘導警備員の労務費は、 （3）夜間工事の労務単価 3)現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を計画する場合。 ロ） 所定労働時間内で 20h～6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。 が適用されているとしてよいでしょうか。</p>	<p>（回答日：令和5年11月14日）</p> <p>設計の夜間調査は3)の（ロ）を想定しています。 上記以外の通常勤務すべき時間帯を外しての計画をせざるをえない調査区間が生じた場合は、通常勤務時間帯外の単価適用も想定されるので、協議してください。</p>

(提出日：令和5年11月17日)

**【質問1】**

業務委託契約書(案)

別紙4(有資格者の配置、作業主任者の選任等 第13条関係)

主任技術者

本契約は、主たる業務が役務の提供にあたる維持管理や保守管理です。建設業許可事務ガイドラインについて(令和2年9月30日国不建第180号)(18)①で「保守に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない」と記述があるため、その他の業種についても同様に読み替えられると思われまます。よって受注者が材料等を購入する修繕業務は工事に該当しないと思われまますので、主任技術者の配置は必要ないと理解してもよろしいでしょうか。

**【質問2】**

業務委託契約書(案)

別紙6(運転管理業務計画書等 第14条関係)

別紙6(運転管理業務計画書等 第14条関係)における提出書類のうち、7(2)の労務計画表は、勤務表を提出する認識でよろしいでしょうか。

**【質問3】**

入札説明書

7 入札保証金

7 入札保証金の(2)では、納付の必要な入札参加者には、その旨の連絡をしますとあります。連絡がなければ不要との認識でよろしいでしょうか。

(回答日：令和5年11月24日)

**【質問1】**

主任技術者(建設業法第26条の2)の配置は、建設業法の規定に基づく工事(以下「工事」という。)を施工する場合に要すると解します。本契約において保守点検業務の範囲内で行う消耗品の交換については、工事に該当しないと推察されるため、主任技術者の配置を要しないと解します。

**【質問2】**

労務計画表は、日直、宿直などの勤務形態ごとに人数がわかるものであれば様式は問いません。

**【質問3】**

入札説明書の別記の2の(5)の○確認結果の通知に記載のとおりです。

**【質問 4】**

業務提案作成要領

第 4 節 1 業務提案評価委員会

(3)④では、「おおむね 20 分間を提案者による口頭説明」とありますが、より分かりやすい説明とするため、パワーポイント等をプロジェクターでスクリーンに投影しての説明は、お認めいただけますでしょうか。

お認めいただける場合は、発表者側で用意する機材（スクリーン、プロジェクター等）をご教示ください。

**【質問 5】**

要領書 第 31 節(1)カ(イ)

要求水準書 (別表-15)7(3)

急速砂ろ過トラフ清掃の周期が要領書には「必要の都度」、要求水準書には「週 1 回以上(4 月～9 月)、月 1 回以上(10 月～3 月)」と記載されております。トラフの機能が維持できるよう必要の都度実施するとの理解でよろしいでしょうか。

**【質問 6】**

要領書 別紙-5

別表(4)3 号汚泥焼却棟 ア通常作業範囲の測定回数、時期に通常稼働時及び焼却灰搬出時と記載されておりますが、焼却灰搬出施設が運用開始した場合は、通常稼働時のみとする認識でよろしいでしょうか。

また、焼却灰搬出施設の作業環境測定も実施するという認識でよろしいでしょうか。

**【質問 4】**

パワーポイント等を用いた説明は可能です。ただし、パワーポイント等は業務提案書に基づいた内容及び構成とし、これらの変更は認めません。なお、変更があった場合には審査対象外とする場合があります。

スクリーン、プロジェクターについては用意する予定ですが、機材の詳細については委員会の開催通知と合わせてお知らせします。

**【質問 5】**

急速砂ろ過トラフの清掃は、トラフの機能が維持できるよう「必要の都度」実施する必要があります。

要求水準書は誤りを修正してホームページに掲載します。

**【質問 6】**

焼却灰搬出施設が運用開始した場合は、3号汚泥焼却棟の通常作業範囲の測定は、通常稼働時のみになります。

また、焼却灰搬出施設が運用開始した場合は、当該施設でも作業環境測定を実施することになりますが、当該施設は現在工事中であるため、詳細は当該施設完成後に協議します。

**【質問 7】**

要領書 別紙-5

別表(4)3号汚泥焼却棟 ア通常作業範囲の測定回数、時期において時期が記載されておりますが、2回/年であれば指定維持管理業務のNo.23 焼却炉排ガス等測定業務の時期に合わせてもよろしいでしょうか。

**【質問 7】**

労働安全衛生規則第592条の2に定める頻度で測定が実施される場合、指定維持管理業務のNo.23 焼却炉排ガス等測定業務の時期に合わせての実施でも支障ありません。